

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	福祉医療関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛西市は、福祉医療関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

愛西市長

公表日

令和7年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療関係事務
②事務の概要	・愛西市子ども医療費支給条例、愛西市母子・父子家庭医療費支給条例、愛西市障害者医療支給条例、愛西市精神障害者医療費支給条例、愛西市後期高齢者福祉医療費給付要綱に基づき、福祉の増進を図ることを目的とし、医療機関を受診した際の保険診療の自己負担額の助成等の事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、愛西市子ども医療費支給条例、愛西市母子・父子家庭医療費支給条例、愛西市障害者医療費支給条例、愛西市精神障害者医療費支給条例、愛西市後期高齢者福祉医療費給付要綱の規定に従い、次の事務に利用する。 ①受給資格の確認(新規・変更・更新・喪失) ②申請書の受理 ③受給者証の交付(新規・変更・更新・再交付) ④助成金の交付(現物給付:審査支払機関等へ支払、償還払い:受給者等へ支払) ⑤医療費請求情報の審査、指定医療機関との過誤調整 ⑥高額療養費の代理申請・受領、本人求償 ⑦第三者行為に係る医療費の求償 ・なお、上記の事務を行うにあたり、必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、他情報保有機関に対して照会を行う。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療関係事務＞ ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	乳幼児医療システム・ひとり親家族等医療システム・重度心身障害者医療システム・精神障害者医療システム・後期高齢者福祉医療システム・福祉総合システム・統合宛名システム・中間サーバー・Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第一の3、4、5、6、7
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・なし (情報照会の根拠) ・番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7120
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保険福祉部 保険年金課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7119
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月14日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月14日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報に関する記載のある文書や記録媒体については、施錠できる保管場所に保管し、担当者以外の閲覧ができないように管理している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合は、複数人で確認するなどの措置を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ 十分でない	
判断の根拠	毎年、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、リモートラーニングによる情報セキュリティ研修を実施している。受講状況を確認し、未受講者に対してはリマインド通知を送付するなど、すべての職員が受講するための措置を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・愛西市子ども医療費支給条例、愛西市母子・父子家庭医療費支給条例、愛西市障害者医療費支給条例、愛西市精神障害者医療費支給条例、愛西市後期高齢者福祉医療費給付要綱に基づき、福祉の増進を図ることを目的とし、医療機関を受診した際の保険診療の自己負担額の助成等の事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、愛西市子ども医療費支給条例、愛西市母子・父子家庭医療費支給条例、愛西市障害者医療費支給条例、愛西市精神障害者医療費支給条例、愛西市後期高齢者福祉医療費給付要綱の規定に従い、次の事務に利用する。 ①受給資格の確認(新規・変更・更新・喪失) ②申請書の受理 ③受給者証の交付(新規・変更・更新・再交付) ④助成金の交付(現物給付:審査支払機関等へ支払、償還払い:受給者等へ支払) ⑤医療費請求情報の審査、指定医療機関との過誤調整 ⑥高額療養費の代理申請・受領、本人求償 ⑦第三者行為に係る医療費の求償	・愛西市子ども医療費支給条例、愛西市母子・父子家庭医療費支給条例、愛西市障害者医療費支給条例、愛西市精神障害者医療費支給条例、愛西市後期高齢者福祉医療費給付要綱に基づき、福祉の増進を図ることを目的とし、医療機関を受診した際の保険診療の自己負担額の助成等の事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、愛西市子ども医療費支給条例、愛西市母子・父子家庭医療費支給条例、愛西市障害者医療費支給条例、愛西市精神障害者医療費支給条例、愛西市後期高齢者福祉医療費給付要綱の規定に従い、次の事務に利用する。 ①受給資格の確認(新規・変更・更新・喪失) ②申請書の受理 ③受給者証の交付(新規・変更・更新・再交付) ④助成金の交付(現物給付:審査支払機関等へ支払、償還払い:受給者等へ支払) ⑤医療費請求情報の審査、指定医療機関との過誤調整 ⑥高額療養費の代理申請・受領、本人求償 ⑦第三者行為に係る医療費の求償 ・なお、上記の事務を行うにあたり、必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、他情報保有機関に対して照会を行う。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療関係事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	PMH(医療費助成)導入のため
令和7年1月22日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	乳幼児医療システム・ひとり親家族等医療システム・重度心身障害者医療システム・精神障害者医療システム・後期高齢者福祉医療システム・福祉総合システム・統合宛名システム・中間サーバ	乳幼児医療システム・ひとり親家族等医療システム・重度心身障害者医療システム・精神障害者医療システム・後期高齢者福祉医療システム・福祉総合システム・統合宛名システム・中間サーバ・Public Medical Hub(PMH)	事前	PMH(医療費助成)導入のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・なし (情報照会の根拠) ・番号法第19条第9号 別表第二の9、65、94、108、109	(情報提供の根拠) ・なし (情報照会の根拠) ・番号法第19条第9号	事後	番号法の改正のため
令和7年1月22日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和5年12月25日	令和7年1月1日	事後	時点修正
令和7年1月22日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年12月25日	令和7年1月1日	事後	時点修正
令和7年1月22日	IV.リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する 2) 十分である	事前	PMHの利用にあたり、新たに特定個人情報ファイルの委託が発生するため
令和7年3月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和7年1月1日	令和7年3月14日	事後	時点修正
令和7年3月28日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和7年1月1日	令和7年3月14日	事後	時点修正